

# マイナンバー制度のお知らせ

## 事業者のみなさまは、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- 事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。
  - ➔そのため、特定個人情報保護委員会では、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説したガイドラインを作成しています。

※ガイドラインでは、中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。

## マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な管理のために、従業員を監督し、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- 事業者は、委託先に対する法律上の監督責任があります。
- マイナンバーを扱う事務の委託を受けた者が再委託を行うには、委託者の許諾を得る必要があります。

## ガイドラインでは、これらのマイナンバーの取扱いについて具体例を用いて解説しています。

中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。

➔ぜひ、[ガイドライン\(事業者編\)](#) [特定個人情報保護委員会](#) をご覧ください。

## マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は [マイナンバー](#) で検索。または [0570-20-0178](tel:0570-20-0178) へお問い合わせください。  
(受付時間)土日祝日、年末年始を除く 9:30 ~ 17:30

## 年金のお知らせ

■ 問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124  
町民税務課 ☎ 47-8015

### 若年者納付猶予制度のご案内

国民年金は、20歳から60歳までの全ての人が加入する義務がある、国が運営する年金制度です。年金は、老後のためだけでなく、思わぬ事故で身体に障害を負ってしまったときに、障害年金を受け取ることができる、「いざ」というときに頼りになる保険です。

20歳になったら国民年金の保険料を払わなければなりません。収入が少ないため保険料が払えない30歳未満の方には、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。万一の備え、将来の備えとして、ぜひ、この制度をご利用ください。詳しくは、武生年金事務所、町民税務課年金窓口または「日本年金機構ホームページ」へ

## 伐採した木材を無償で提供します！

河川の伐木に伴い発生する伐採木を希望する方に無償提供いたします。つきましては、左記の記載事項を厳守してお持ち帰りください。申し込みは必要ありません。

なお、木材提供は、先着順となります。

提供期間…3月26日(木)～4月19日(日)

※提供期間であっても、なくなり次第終了します。

提供場所…八乙女頭首上流河川敷

注意事項…①伐採木材は約70センチ程度の長さです。

②積込・運搬作業は各自でお願いします。なお、作業は自己責任となり、丹南土木事務所では事故などの一切の責任を負いかねますので、注意して作業してください。

③配分量は最大でも軽トラ1台程度でお願いします。

④営利目的の方はご遠慮願います。

### ■ 問合せ

福井県丹南土木事務所 地域整備課 南越前グループ  
Tel 23-14971